◇県社会福祉協議会が人間力アップ研修会◇

愛知県社会福祉協議会は２月３日、名古屋市中村区名駅４の愛知県産業労働センター２階大ホールで「人間力アップ研修会」を開催する。

社会福祉事業分野では「人間力」が求められている。今回、ＤＮＡ解明の世界的権威で筑波大学名誉教授の

村上和
・ＤＮ
対象は
００人
５２・

社宅のことなら!!
お部屋探しCAFE
ヘヤギメ！®
名古屋　賃貸　検索
0120-410-014

Nagoya Business

学で「豊田工業大学シーズ説明＆研究施設見学会」を開催した。名古屋商工会議所

を狙いとして理工系大学と連携し、最先端研究や産学連携の取り組みを紹介している。今回、豊田工業大学の協力を得て、同説明・見学会を開催。

初めに、同大学学長の榊裕之氏が大学の概要や研究内

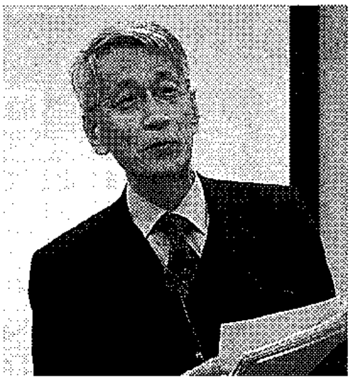

榊学長が大学の取り組みを紹介

の最先端研究内容を産業界に広く知っていただき、産学連携の強化につなげていきたい」と語った。

講演では、奥宮正洋准教授が「熱処理・表面処理の現状と将来」を、藤崎敬介教授が「高効率小型化モーター駆動システムと電磁場解析」を、佐々木実教授が「マイクロ機械およびナノテク支援」

優良防火事業所で表彰

玉越中川店　管理・維持が評価

パチンコホールの「玉越　中川店」（名古屋市中川区長須賀１の203）が、市中川消防署から優良防火管理事業所の表彰を受けた。

優良防火管理事業所は、防火管理体制が優れている事業所について選定、表彰するもの。毎年、実施している。今回は、同署管内で玉越　中川店を含め4事業所が表彰された。

玉越は、独自に開発した台間出玉表示装置「リアナ」の導入を進め、玉箱を積む必要をなくして広い通路を確保するなど、ホール環境の改善に積極的に取り組んでいる。

中川店は、定期的な消防訓練を実施しているほか、防火対象物点検特例認定を受けるなどした実績を持ち、「防火管理に関する管理・維持が行き届いて

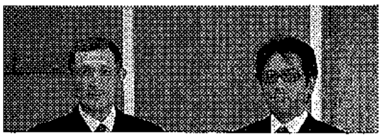

中川消防署

会社の一生

設立から事業承継まで

◆24◆

未払い残業代の問題

適正な就業規則を周知

平成20年1月、後に日本を揺るがす重い判決を東京地方裁判所が下しました。某飲食店チェーンに対して、その「店長」へ未払い残業代約750万円の支払いを命じた事件です。

この飲食店チェーンは「店長は管理監督者」だとして、残業代を支払わなかったのですが、1人の店長が「管理者とは名ばかり」と主張して過去2年間の残業代を請求したのです。裁判所は、管理監督者についての判断基準を示した上で、その店長の業務実態から管理監督者であることを否認したため、未払い残業代の支払義務が会社に生じたのです。

問題は、裁判所が示した管理監督者の基準です。それに従うと、世の中の多くの店長等の役職者に、残業代を支払わなければならなくなります。事実、その後、日本各地で残業代請求の訴えが頻発しました。

最近では「利息の過払金の返還請求」案件が一段落したため、一部の弁護士や司法書士が「残業代請求ビジネス」に参入しつつあり、インターネット上には残業代請求に関するサイトが多数存在し、「手軽に」未払い残業代を請求できる時代になりました。

経営者は社員が残業したら、残業代を支払わなければならないことは十分ご存じでしょうが、この不況下に労基法が定める水準通り残業代を支払うことができない企業が多いのも現実でしょう。

しかしながら、この問題を放っておくことはできません。会社内で1人でも残業代を請求すれば、それが全社員に広まる可能性もあり得ます。未払い残業代の計算は通常2年間遡りますが、最近では3年間遡った判例もあります。また、裁判になれば、「付加金」と呼ばれる一種の制裁金や法定利息も併せて支払うよう命ぜられるため、支払金額がどんどん膨れあがります。

対策として、残業代支払額を削減する賃金制度を導入する企業もありますが、適正に就業規則や賃金規程を整備・届出し、対象社員に制度を周知理解させるなど一連の手続きが必要です。それを怠ると、制度を否認されて結局残業代を払うことになる恐れもありますので、ご注意下さい。

【中小企業経営支援協議会、社会保険労務士法人T&M　副所長　山口剛志】

ふるさと暮らし相談会

移住希望者へ個別対応

岐阜県地域振興課

者が、移住
の相談に応
移住に関す
を行う。
　岐阜県で
年1月に移
進会議を設
町村と連携
ら、移住・
加に向けて